

受 払 い 報 告 書

申告者の氏名又は名称		※ 処 理 事 項	事業者コード		処理 区分	申告 区分
個人番号又は法人番号 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			予備	申告年月日		
令和 年 月分						
摘 要		数 量				
前 々 月 末 在 庫		十億 百万 千 本				
受 入 れ	輸 入 ・ 製 造					
	卸売販売業者等からの買受け等					
	返 還					
	そ の 他					
	合 計					
払 出 し	卸売販売業者等への売渡し等 ①					
	①のうち小売販売用 ②					
	小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等 ③					
	合 計 (① + ③ - ②)					
前 月 末 在 庫						
備 考						

第十六号の二様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五・第八条の七関係)

第16号の2様式記載要領

- 1 この報告書は、卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在の道府県知事に提出する第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
- 5 「卸売販売業者等からの買受け等」の欄は、「返還」の欄に記載すべき製造たばこを除き、卸売販売業者等から受け入れたすべての製造たばこの数量を記載すること。
- 6 「返還」の欄は、小売販売業者に売り渡した製造たばこ（小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡した製造たばこを含む。）について当該小売販売業者から返還を受けた場合に、当該返還に係る製造たばこの数量を記載すること。
- 7 「卸売販売業者等への売渡し等①」の欄は、小売販売業者である卸売販売業者等が小売販売用として買い受けた製造たばこを売渡人である卸売販売業者等に返還する場合を除き、卸売販売業者等に払い出したすべての製造たばこの数量を記載すること。
- 8 「①のうち小売販売用②」の欄は、卸売販売業者等に払い出した製造たばこのうち、小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡したものの数量を記載すること。
- 9 「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」の欄は、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこ（小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売渡しをした製造たばこを含む。）の数量を記載すること。

（昭63省令37・全改）